

1 用語の定義

Q. 1-1: 「空き施設」とは例えばどのようなものをいいますか。

A. 1-1: 以下の施設が空き施設に該当します。

- ①申請時点で、空き店舗若しくは居住する者がいない空き家
- ②申請時点では、事業を行う者若しくは居住する者がいるが、近くいなくなる施設
- ③現在自己所有若しくは賃借している状態の物件だが、居住又は事業いずれにも活用していないもの
(例: 自宅敷地内の活用していない離れ※、既に事業用に購入又は借りているが、改修等を行っていない施設など)

※居住用の自宅から明確に独立したもののみが対象です。

Q. 1-2: 「移住体験施設」とは例えばどのようなものをいいますか。

A. 1-2: 本補助金では移住希望者向けの長期滞在用プランを備えた宿泊施設のことをいいます。

Q. 1-3: 移住希望者とは、どのような方のことですか。

A. 1-3: 大山町外在住者で、町内への移住を検討している方のことです。

2 補助対象者

Q. 2-1: 補助対象者の要件にはどのようなものがありますか。

A. 2-1: 次の①～⑤を全て満たす者が補助対象者です。

- ①個人事業又は法人の代表者であること。
- ②補助事業に係る経費を負担する者であること。
- ③空き施設を旅館業法に基づき宿泊料を受けて宿泊させる施設として、令和6年2月末までに整備し、活用すること。
- ④本補助金の申請内容に基づき、5年以上継続して営業することが見込まれること。
- ⑤中小企業等経営強化法の規定に基づく認定を受けた認定経営革新等支援機関から、事業の実施に関し必要な指導及び助言を受けていること。

Q. 2-2: 大山町内の事業者ではありませんが、申請できますか。

A. 2-2: 要綱の補助対象者に該当すれば、町内事業者の方でなくても申請可能です。

3 補助対象事業

Q. 3-1: 補助対象となる事業の要件にはどのようなものがありますか。

A. 3-1: 補助対象者が空き施設を整備して移住体験施設として活用する事業とします。

ただし、以下の①～⑥の事業を除きます。

- ①政治活動又は宗教活動に関する事業
- ②風営法に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業に該当する事業
- ③既に町内に事業所を有する者が当該事業所を空けて、移転して行う事業
- ④当該空き施設を店舗兼住宅として改修する事業
- ⑤旅館業法及び消防法その他関係法令に反する事業
- ⑥その他町長が不適と認める事業

Q. 3-2：空き施設を使用貸借して事業を行いたいのですが、対象になりますか。

A. 3-2：使用貸借や贈与の場合でも補助対象となります。なお、購入、賃貸借の場合を含め、所有者との間で契約書を作成していただく必要があります。

Q. 3-3：既存の宿泊施設の一室を改修して、移住希望者専用プランを作る場合は対象になりますか。

A. 3-3：現在活用している施設の改修は補助対象外です。

Q. 3-4：国や県の補助金にも申請したいのですが、併用可能ですか。

A. 3-4：同一事業の同一部分における改修工事等については、併用不可です（1/2を町補助金、残り1/2を国や県の補助金等）。ただし、本補助金で補助対象としていないもの（土地・建物購入費、賃料等）については、他の補助金を受けることは可能です。他の補助金の要件等詳細は、国及び県等の担当窓口にお問い合わせください。

Q. 3-5：購入する空き家を取り壊して、事業所を新築したいのですが、対象になりますか。

A. 3-5：新築事業は対象外です。空き地のみを購入し、事業所を新築する場合も対象外です。

Q. 3-6：施設の間取り等に制限はありますか。

A. 3-6：旅館業法及び消防法等関係法令の基準を満たす施設を整備してください。この範囲内であれば、間取りに制限はありません。

Q. 3-7：営業開始に必要な許認可は、事業完了までに取得する必要がありますか。

A. 3-7：許認可は事業完了となる令和6年2月末までに取得してください。

Q. 3-8：空き家を取り壊して、事業所を新築したいのですが、対象になりますか。

A. 3-8：新築事業は対象外です。空き地のみを購入し、事業所を新築する場合も対象外です。

4 補助対象経費

Q. 4-1：補助対象経費にはどのようなものがありますか。

A. 4-1：補助金の交付決定日以降に支出した以下の経費が補助対象となります。
・施設改修費、設備導入費・備品購入費、広告宣伝費
※交付決定前に支出した経費は対象外です。

Q. 4-2：補助金の補助率と上限額について教えてください。

A. 4-2：補助率は1/2、補助上限額は500万円です。

Q. 4-3：中古の設備、機器等を購入する場合、対象になりますか。

A. 4-3：価格が適正であると判断できる場合は補助対象となります。

Q. 4-4：事業開始後の仕入代、備品購入費等の経費は対象になりますか。

A. 4-4：補助対象外です。補助対象となる経費は、事業開始に至るまでの準備に要した費用です。

Q. 4-5：設備、備品のリース料は対象になりますか。

A. 4-5：補助対象期間内に支払われた金額は補助対象になります。

(式) リース等の契約金額×リース等期間に占める補助事業期間÷リース等期間全体

例：4年間（48カ月）のリース等金額108万円のうち補助事業期間6カ月の場合：

$$108 \text{ 万円} \times 6 \text{ カ月} \div 48 \text{ カ月} = 135,000 \text{ 円}$$

Q. 4-6：事業のPRのために自社のHPを新たに作成又は改修した際の経費は対象になりますか。

A. 4-6：広告宣伝費として、補助対象になります。

Q. 4-7：施設内に宿泊スペースと併設する飲食店の整備費用は、対象になりますか。

A. 4-7：補助対象外です。飲食店等の併設は可能ですが、補助対象となるのは移住希望者等の宿泊スペースの整備にかかる費用のみです。

5 翌年度以降の事業展開について

Q. 5-1：移住希望の利用者がいない期間は、その他のお客さんを受け入れてもよいですか。

A. 5-1：受け入れていただいて構いません。ただし、移住希望者の利用が最優先です。

Q. 5-2：施設利用者には、移住希望の有無を確認する必要がありますか。

A. 5-2：移住希望の有無については、利用前に必ず確認してください。

移住希望者には、施設利用終了時に移住に関するアンケートを実施してください。また、移住希望の利用者数については、アンケートや台帳等で管理してください。

Q. 5-3：一組あたりの施設利用期間に制限はありますか。

A. 5-3：より多くの方に利用していただくため、施設利用期間は最長でも一組あたり6か月とします。

Q. 5-4：5年間移住体験施設を運営するにあたり、利用泊数や稼働率等の目標はありますか。

A. 5-4：移住希望者の目標年間利用泊数を100泊^{*}とします。また、営業開始以降5年間、毎年度1回、事業内容の定期報告を行ってください。

※利用泊数は以下のようにカウントしてください。

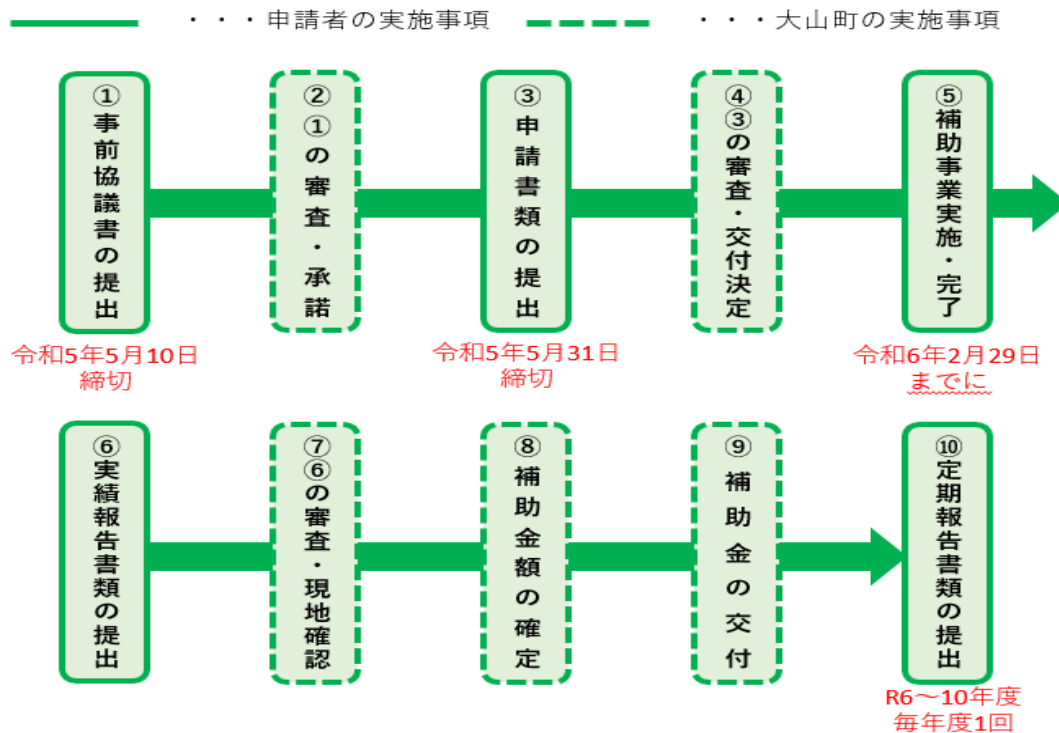
（例）移住希望の家族4人で4週間（27泊28日）施設を利用した場合

$$\rightarrow 27 \text{ 泊} \times 4 \text{ 人} = 108 \text{ 泊}$$

6 その他

Q. 6-1：補助金申請の流れを教えてください。

A. 6-1：補助金申請の流れは以下の図のとおりです。



補助金申請を希望する方は、申請の前に「事前協議書（様式第1号）」を提出いただきます。事前協議書の提出締切は令和5年5月10日（水）17時必着です。その後事前協議書の内容を審査し、町でその内容を承諾した場合のみ、補助金の申請が可能です。承諾する際は別途通知をお送りします。承諾後の補助金交付申請の締切は、令和5年5月31日（水）（17時必着）です。

いずれも締切を超過しますと受付できません。

Q. 6-2：交付決定後の補助対象期間はいつまでですか。

A. 6-2：補助対象期間は審査会終了後の交付決定以降です。ただし、令和6年2月末までに事業を完了させ、実績報告をしていただく必要があります。

Q. 6-3：書類提出前に事業内容など事前の相談が必要ですか。

A. 6-3：事前にご相談ください。事業内容のほか、今後の提出書類等について打ち合わせを行います。

Q. 6-4：申請書類に含まれる「補助金申請に関する確認書」とはどのような書類でしょうか。

A. 6-4：今回の補助金への申請内容について、「認定経営革新等支援機関」の確認をとっていただく書類です。

「認定経営革新等支援機関」とは、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関として中小企業庁に認定された金融機関、商工団体等です。下記のサイトで検索が可能です。

「中小企業庁認定経営革新等支援機関検索システム」

https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea

右のQRコードからもアクセスできます。



Q.6-5：事業の審査事項には、どのようなものがありますか。

A.6-5：「大山町移住体験施設整備事業審査会審査要領」に詳細を記載しております。申請を検討される段階で、必ずご一読ください。

Q.6-6：審査はどのような形式で行われますか。

A.6-6：事業内容及び施工内容についてご説明いただきます。申請者及び施工内容の詳細を説明可能な施工業者の方もご出席ください。審査会ではPowerPoint等のプレゼン資料を使用することが可能です。プレゼン資料をご準備いただく方は、申請締切の令和5年5月31日（水）までにご提出ください。